

# お取引先行動指針

---

## I. 本指針の目的とお願い

---

現在、お客様をはじめとする当社のステークホルダーは、当社事業会社が販売している商品に対して、様々な関心を寄せています。その関心とは、商品の安全性はもとより、販売している商品が不適切な労働環境で製造されたものではないか、その製造過程で多大な環境負荷を与えていないかなど多様化しています。これらの関心事に対応し、ステークホルダーからさらなる信頼を得るには、当社及び各事業会社だけで取り組めることではなく、お取引先様の皆さまのご協力が必要だと考えています。本指針を理解し遵守して頂くことにより、法令違反等による事業停止のリスクや、それらを発端とする不買運動などを回避し、お取引先様及び当社の双方における安定的な事業活動が可能となります。また、CSR に多くの関心が寄せられている現在においては、本指針に積極的に取り組まれることにより、生産性や品質の向上、及び企業評価の向上と共に、新たなビジネスチャンスが期待されます。お取引先様の皆さまにおかれましては、当社の姿勢及び本指針をご理解いただき、ステークホルダーからの更なる信頼獲得に向けた、より一層のご協力をお願いいたします。なお、この指針における「お取引先様」とは、貴社におけるサプライチェーンを含んでおります。

## II. セブン&アイ HLDGS.お取引先行動指針

---

### 1. 法令遵守

---

企業倫理に基づいて、適用される現地法令、及び関連する国際ルールを遵守していること。

### 2. 人権・個人の尊厳の尊重

---

企業活動に関わる全ての人々の人権・個人の尊厳を尊重していること。

1. 多様な人材が、個々の能力を十分に発揮できるような職場環境作りに努めていること。
2. 現地法令、及び ILO で定められた条約に違反する児童労働を使用していないこと。
3. 就労は従業員の自主的な意思に基づき、強制的な労働が行われていないこと。不当に従業員の身分証明書を保管したり、預託金を徴収したりしないこと。
4. 採用、給与、昇進、異動、研修、及び解雇・辞職において、人種、国籍、宗教、性別、年齢、障害、性的嗜好、労働組合または政治的活動などに基づく差別を禁止し、機会均等を図っていること。
5. 体罰、肉体的、精神的及び性的なハラスメントが行われていないこと。

### 3. 雇用・職場環境

---

企業活動に従事する人々は適正に雇用され、安全で働きやすい環境で働いていること。

1. 従業員を雇用する際には、現地法令に基づいた適切な労働契約書を締結していること。
2. 現地法令で定められた最低賃金、またはそれを超える賃金を支払っていること。また、超過労働時間に対して、法定、またはそれを超える時間外手当を支払っていること。
3. 現地法令に定められた労働時間を遵守していること。また、休憩、休日は現地法令に基づき適切に設定していること。
4. 本人の同意を得た上で、残業は実施されていること。
5. 安全と健康に配慮して、衛生的・機能的な職場環境を実現していること。また、従業員に、衛生的なトイレと飲料水が提供されていること。
6. 従業員に、安全な作業を行うために必要な防護具、掲示、及びトレーニング等を提供していること。
7. 若年従業員を夜間、及び危険な環境下で働かせていないこと。
8. 職場内に非常口及び避難路を確保し、定期的に防災訓練を行っていること。
9. 住居が提供される場合、安全で衛生的な住環境を提供していること。
10. 福利厚生に関連する法規制を遵守し、従業員が安心して働ける待遇の整備に努めていること。
11. 従業員と直接、または従業員の代表と誠実に対話、協議し、健全な労使関係を構築していること。また、結社の自由に対する従業員の権利を尊重していること。

#### 4. 環境管理

---

環境汚染の防止、環境負荷の低減に最大限の努力を払っていること。

1. 適用される環境関連法規制及び国際条約を遵守していること。
2. 国際条約または法規制で禁止されている化学物質、及びセブン&アイ HLDGS.各事業会社より使用を禁止されている化学物質は使用していないこと。
3. 地球温暖化に配慮し、CO<sub>2</sub>及びその他温暖化ガスの排出削減に努めていること。
4. 省エネ・省資源、廃棄物の削減及びリサイクルを推進し、排気・排水の適正管理を行い、環境汚染を予防し、環境負荷の低減に努めていること。
5. 生物の多様性を考慮し、自然環境の保全活動に積極的に関わっていること。

#### 5. 地域・社会との関係

---

地域・社会と良好な関係を構築するよう努めていること。

1. 地域、社会との連携と協調を図り、良好な関係の維持に努めていること。
2. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、これらの脅威には屈しないこと。

#### 6. 情報の管理

---

取引上入手した情報は適切に管理していること。

1. 取引上入手した情報及び個人情報等を漏洩することのないよう厳重に管理していること。また、情報の使用は業務目的の達成のためだけに限定しており、目的外使用や私的使用を禁止し、他人に利用させないこと。

## 7. 商品の安全確保のために

---

最終消費者に安心・安全な商品を提供するために、セブン&アイ HLDGS.各事業会社から要請された品質基準、及び以下の事項を遵守していること。

1. 日本で定められている法基準を守っていること。
2. 商品・サービスに関わる必要な情報については、迅速かつ正確に開示していること。
3. お客様(最終消費者)に不利益を与える恐れがある場合には、その不利益を取り除く、または防止するための情報を迅速かつ正確に開示すること。

## 8. 公正な取引

---

公正、透明、自由な競争ならびに適切な取引を行うこと。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つこと。

1. 関連する法令及びルールを遵守すると共に、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とするセブン&アイ HLDGS.各事業会社への贈答・接待を禁止し、健全、公正な商習慣に従い取引を行うこと。
2. 国内外の公務員に対し、贈賄を禁止していること。

## 9. モニタリング

---

本指針の実現化に協力すること。

1. 本指針の遵守を確認するためのモニタリングが実施される場合、協力すること。
2. 本指針の遵守を証明する文書、及び実施記録を作成し、適切に保管していること。依頼を受けた場合には、それらを開示すること。
3. 本指針について遵守されていない事項があった場合は、改善に努めること。

## III. 本指針の取り扱い

---

お取引先様の本指針への取り組みを、直ちに取引の必須条件とすることはありません。しかし、今後の社会情勢、お客様などステークホルダーからの要請などにより、取引条件としていく可能性もあります。その際には、本指針の遵守ならびに改善状況によっては、取引の一時停止もしくは契約解除などの対応をする可能性もあります。お取引先様の本指針へのご理解と積極的な取り組みをお願い申し上げます。

2007年3月 制定